

岩倉市市民の声・私の提案実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の視点に立った市政運営を図るとともに、市民等に対する説明責任を果たすために、広く市民等の意見、要望等を把握する「市民の声」及び市民と行政が協働して市政運営を図り、まちづくりを進めていくため、広く市民等から市政への提案等を受ける「私の提案」の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民の声 市民等から寄せられる市政に対する意見、要望等をいう。
- (2) 私の提案 市民等から寄せられる市政に対する提案等をいう。

(受付)

第3条 市民の声及び私の提案（以下「市民の声等」という。）は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 市が設置する投函箱に投函する方法
- (2) 郵送又はファックス若しくは電子メールにより送信する方法
- (3) 面談、電話その他前各号に準ずると認められる方法（聴き取りによる方法は、身体に不自由が認められ、文字等を書くことが困難な面談者等に限る。）

2 市民の声等は、総務部協働推進課で受け付けるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の方法による市民の声等は、総務部協働推進課以外の課等で聞き取り、その記録を総務部協働推進課長に送付することにより受け付けることができる。

(市長への供覧等)

第4条 前条第2項及び第3項の規定により受け付けた市民の声等は、市長までの供覧とするとともに、当該市民の声等の内容に関する事務を主管する課長等（以下「主管課長」という。）にその写しを送付するものとする。

(回答の作成等)

第5条 前条の規定により市民の声等の写しの送付を受けた主管課長は、速やかに回答を作成しなければならない。ただし、次の各号に掲げる市民の声等については、回答等の作成を要しない。

- (1) 氏名若しくは住所又は団体名若しくは所在地が不明なもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (3) 個人又は団体（以下「個人等」という。）を誹謗、中傷又は差別するもの

- (4) 個人等のプライバシーに関わるもの
 - (5) 個人等の権利又は利益を侵害するもの
 - (6) 個人等の営利を目的としたもの
 - (7) 思想や宗教に関わるもの
 - (8) 法令及び条例等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が回答できないと判断したもの
- 2 作成した回答は、庁議で諮った後、岩倉市庁議に関する規程（昭和52年岩倉市訓令第1号）別表に定める区分により、当該課等を所管する部長までの決裁を得るものとする。
- 3 主管課長は、前項の規定による決裁が完了した回答を、郵送又はファックス若しくは電子メールの送信により、原則として30日以内に市民等に送付するものとする。
- 4 主管課長は、前項の規定により市民等に送付した回答を総務部協働推進課長に送付するとともに、適切に保管又は保存しなければならない。
- 5 主管課長は、前項の回答の趣旨に沿って、市政運営の参考とするよう努めなければならない。

（公開）

第6条 市民の声等（回答を作成したものに限る。）及びその回答は、市全体に関わるものについて、次に掲げる方法により、公開するものとする。

- (1) 市が発行する広報紙に掲載する方法
 - (2) 市のホームページに掲載する方法
 - (3) 情報サロンで閲覧に供する方法
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、公開しないものとする。
- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
 - (2) 個人等を誹謗中傷しているもの
 - (3) 事実と相違し、又は事実と確認できないもの
 - (4) 同一又は同様な趣旨の繰り返しであるもの
 - (5) 趣旨が不明確又は不明なもの
 - (6) 営業利益又は活動案内等を目的としているもの
 - (7) 個人情報等への配慮をすることでその趣旨が不明となるもの
 - (8) 事前に公表を希望しない旨の申出があったもの
 - (9) 市の業務と直接関わりのないもの
 - (10) 公開することにより、次に掲げるおそれのあるもの
 - ア 個人や法人等の権利又は利益を害するおそれ
 - イ 市の業務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれ
 - ウ 第三者に誤解を与えるおそれ
 - (11) 市役所の業務についての問い合わせとして対応したもの

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が公開することが適当でないと思
めたもの

(個人情報の管理)

第7条 市民の声等の処理に従事する者は、当該処理に関して知り得た個人
情報について、岩倉市個人情報保護条例（平成17年岩倉市条例第3
号）の規定に従い、適切に管理しなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。